

給実甲第 1 2 5 7 号

令和元年 9 月 1 3 日

人事院事務総長

給実甲第 2 2 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和元年 9 月 1 4 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
14 規則別表第 1 の職員欄の「人事院が定める職員」は、それぞれ次に掲げる職員とする。 一 行政職俸給表(二)の職務の級 3 級の職員のうち、基準日現在（基準日前 1 箇月以内に退職し、 <u>又は死亡した職員</u> にあっては、退職し、 <u>又は死亡した日</u> 現在。以下この項及び第 1	14 規則別表第 1 の職員欄の「人事院が定める職員」は、それぞれ次に掲げる職員とする。 一 行政職俸給表(二)の職務の級 3 級の職員のうち、基準日現在（基準日前 1 箇月以内に退職し、 <u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u> にあっては、退職し、 <u>若しくは失職し、又は死</u>

6項において同じ。)において行政職俸給表(二)の職務の級3級に引き続き1年以上在職した職員で次に掲げるものその他これらに準ずるものとして事務総長が別に定める職員とする。

(1)~(5) (略)

二・三 (略)

亡した日現在。以下この項及び第16項において同じ。)において行政職俸給表(二)の職務の級3級に引き続き1年以上在職した職員で次に掲げるものその他これらに準ずるものとして事務総長が別に定める職員とする。

(1)~(5) (略)

二・三 (略)

以 上